

国民の立場に立って手続きの利便性の向上を図る。

○ 国民年金の免除申請手続の簡素化

3億円【新規】

国民年金の全額免除又は若年者納付猶予の承認を受けた被保険者から事前に申し出があった場合には、翌年度以降、所得要件を満たせば申請書の提出を省略できる仕組みを導入する。（手続きの簡素化により、納付書の発行経費を節減）

○ 裁定請求書の事前送付

3億円→4億円

年金請求者の利便性の向上を図るため、年金支給年齢に到達する直前に、あらかじめ年金加入履歴等を記載した「裁定請求書」を送付する。

○ 住基ネットを活用した生存確認の変更

9億円→28億円

年金受給者に対するサービスの向上及び業務の効率化を図る観点から、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して生存確認を行うことにより、現況届の提出を省略する。

国民にわかりやすく的確に伝達する年金広報・教育を充実する。

○ 年金制度の周知

15億円→11億円

年金制度内容の理解促進を図るために、広報内容について創意工夫を凝らすとともに、より効率的・効果的な広報の実施を図る。また、中・高校生を対象とした年金教育を拡充し、学校における年金教育を一層推進するほか、大学における年金セミナー実施のための取組を推進する。

（年金広報用冊子等の種類、部数、配布先の見直し等により、経費を節減）

首都圏におけるサービス提供体制を見直す。

○ 首都圏の社会保険事務所等の拠点見直し

首都圏の社会保険事務所の管轄地域の人口等に大きな格差があり、受給者等へのサービス提供等に支障が生じていることから、社会保険事務所等の拠点の見直しを行う。

政府管掌健康保険のサービス内容の充実を図る。

○ 政管健保における被保険者サービスの充実 428億円→501億円

被保険者のニーズに対応した健康診断を推進する観点から、健診の受診者の拡大を図る。

- ・受診者数 3,610千人→4,515千人

国民のニーズを的確に把握する広聴機能を充実する。

○ 定期的なお客様満足度調査の実施 6百万円【新規】

社会保険事務所や年金相談センターを来訪される方々にアンケートを実施し、窓口サービスや電話接遇についての満足度を継続的に把握し、その結果をもとに改善のための対策を講じ、一層のサービスの向上を図る。

Ⅲ 保険料徴収の徹底

年度別行動計画に基づく納付督促活動の徹底した進捗管理と達成状況の検証による着実な収納対策の実施により、国民年金保険料の納付率80%（平成19年度）の実現を図る。

○ 国民年金保険料収納対策の強化 132億円→152億円

公的年金制度の安定的な運営を図るため、より効率的で効果的な徴収業務を全国的に展開し、国民年金保険料の収納対策を一層強化する。

- ・徹底した強制徴収の実施（強制徴収対象者の拡大）
- ・所得情報を活用した免除勧奨
- ・口座振替への移行勧奨
- ・長期未納者に対する職員による戸別訪問の実施
- ・集合徴収の実施の強化（467万件→1,929万件）
- ・催告状及び電話による納付督促の強化
（催告状：3,493万件→4,021万件、電話納付督促：376万件→575万件）
- ・国民年金推進員の増員（3,108人→3,391人）
- ・保険料納付におけるクレジットカードの導入

国民年金未加入者の適用対策の強化を図る。

○ 国民年金未加入者の適用対策の実施

8億円→5億円

国民年金未加入者について、その把握に努め届出勧奨を実施するとともに、勧奨しても届出がない者に対しては、職権適用を実施する。また、ハローワークにおける失業者に対する説明会等の機会を利用して、手続の周知を行う。

未適用事業所の加入促進と適用の適正化を図る。

○ 未適用事業所に対する適用対策の強化

14億円→10億円

厚生年金保険・健康保険の未適用事業所について、市場化テストのモデル事業を大幅に拡大するとともに、未適用事業所の把握に努め重点的な加入指導等を実施し、加入指導を重ねてもなお加入の届出を行わない事業所に対しては、最終的には職権適用を実施するなど、適正な対応を厳格に進める。

行政事務の合理化を図るため、業務改善や効率化を推進する。

○ 労働保険との徴収事務の一元化の推進

事業主の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、労働保険との徴収事務の一元化を推進する。

IV 予算執行の透明性の確保

予算積算の執行との整合性を図る。

○ 予算の積算の見直し

予算要求においては、実態を踏まえた予算の積算に見直すとともに、予算要求の内容を、業務の内容に合わせて、適用業務、徴収業務、給付業務及びシステム関連業務等に分類することにより、予算の執行ができる限りわかりやすい形となるよう改善する。

○ 事務コストの削減

法令上随意契約が可能な場合であっても、競争入札又は企画競争に付すことを原則とするとともに、調達委員会（社会保険事務局は契約審査会）による一定額以上の調達案件の事前審査を徹底し、調達コストの削減や調達の適正化を図る。

監査機能を強化する。

○ 特別監査体制の確立

業務全般に係る会計監査、業務監査、個人情報管理監査について、民間のノウハウを活かした監査を行うための体制を整備する。

V その他

※ 以上の他、「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」の議論を踏まえ、必要な措置を講ずる。

※ 特例措置が講じられている厚生年金等の事務費財源の取扱いについては、今後の予算編成過程において検討する。